草津市公報

発行日　令和８年９月１５日
（毎月１・15日発行）
発行番号　第　16　号
発行所　草　津　市　役　所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号㈹077－563－1234

◇◇◇目　　次◇◇◇

◎　規　　則

草津市児童育成クラブ条例施行規則の一部を改正する規則（こども若者政策課）…… 2
草津市長の職務代理者の設置に関する規則（総務課）…… 2
草津市立地域まちづくりセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（まちづくり協働課）…… 3
草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則（幼児課）…… 4
草津市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則（幼児課）…… 4
草津市職員健康管理規則の一部を改正する規則（職員課）…… 8

◎　告　　示

市道路線の区域変更について（土木管理課）…… 9
市道路線の供用開始について（土木管理課）…… 9
草津市有償運送運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱（交通政策課）…… 10
公示送達について（保険年金課）…… 11
介護保険法施行規則第１４０条の６２の３第２項第６号の規定による事業廃止の届出について（介護保険課）… 11
草津市長職務代理者の設置について（総務課）…… 11
草津市長職務代理期間の読替えについて（総務課）…… 11
草津市議会定例会の招集について（総務課）…… 12
指定管理者の軽微な変更について（まちづくり協働課）…… 13
公示送達について（税務課）…… 13
草津市保育所等給食費負担軽減事業給付金給付要綱（幼児課）…… 13
公示送達について（納税課）…… 21
指定公金事務取扱者の所在地の変更について（まちづくり協働課）…… 23
介護保険法施行規則第１４０条の６２の３第２項第６号の規定による事業廃止の届出について（介護保険課）… 23

◎　公　　告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…… 24
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…… 24
草津市学校給食センター厨房機器更新工事に関する公募型プロポーザルの実施について（学校給食センター）… 24
農用地利用集積等促進計画について（農林水産課）…… 25
令和８年度草津市教育委員候補者の公募について（職員課）…… 26
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…… 28

◎　教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）…… 28

◎　選挙管理委員会告示

５０分の１、６分の１および３分の１の数について …… 28
草津市長選挙の期日について …… 28
選挙人名簿の登録日等を定めることについて …… 29
投票用紙の様式について …… 29
不在者投票用封筒の様式について …… 30
郵便等による不在者投票用封筒の様式について …… 30
仮投票用封筒の様式について …… 31
投票用紙および不在者投票用封筒の交付場所について …… 32
投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日について …… 32
ポスター掲示場の掲示区画数について …… 32
ポスターを掲示することができる日について …… 32
開票事務と選挙会事務の合同について …… 33
選挙会の日時および場所について …… 33
選挙長およびその職務を代理すべき者の選任について …… 33
選挙長の公印について …… 33

◎　監査委員告示

監査結果に基づく措置状況の公表について …… 34
住民監査請求に対する監査の実施の結果の公表について …… 35

農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について …… 38

◎　上下水道事業告示

草津市長職務代理期間の読替えについて（上下水道総務課）…… 39

規　　則

草津市児童育成クラブ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月２１日

草津市長　橋　川　　渉

草津市規則第８２号

草津市児童育成クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

草津市児童育成クラブ条例施行規則（昭和６１年草津市規則第４０号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分および太字部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>第１条～第１３条　≪略≫
別表（第４条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>定員</th></tr><tr><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td></tr><tr><td>「のびっ子」老上</td><td><u>１３０人</u></td></tr><tr><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td></tr></table>別記様式第１号～様式第７号　≪略≫</td><td>第１条～第１３条　≪略≫
別表（第４条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>定員</th></tr><tr><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td></tr><tr><td>「のびっ子」老上</td><td><u>９０人</u></td></tr><tr><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td></tr></table>別記様式第１号～様式第７号　≪略≫</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中の≪　≫の記載は注記である。</td></tr>
</table>

付　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

（令和８年８月２１日掲示済み）

草津市長の職務代理者の設置に関する規則をここに公布する。

令和８年８月２４日

草津市長
橋　川　　渉

草津市規則第８３号

草津市長の職務代理者の設置に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５２条の規定に基づき、市長の職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

（職務代理者の設置）

第２条　職務代理者は、市長に事故があるとき、または市長が欠けたときに設置する。

２　市長は、職務代理者を設置する場合は、告示を行うものとする。ただし、市長自ら告示することが困難であると認められる場合は、当該職務代理者がこれを行うものとする。

３　前項の告示の事項は、職務代理者の職氏名、設置期間および設置理由とする。ただし、職務代理者の設置期間（以下「職務代理期間」という。）を設けることが困難であると認められる場合は、これを省略することができる。

（関係機関への通知）

第３条　市長または職務代理者は、滋賀県その他の関係機関に対し、前条第３項の規定による告示の事項を通知するものとする。

（文書等の表記）

第４条　職務代理期間において、文書等に表記する職名は、草津市長職務代理者とする。

２　前項の規定にかかわらず、感謝状、表彰状その他これらに類する法的効力を有しない公文書等で、市長の職氏名を用いることが社会通念上適当と認められるものについては、市長の職氏名を用いることができるものとする。ただし、市長が欠けたときは、この限りでない。

（文書等の修正）

第５条　職務代理期間において、市長の職氏名の表記または滋賀県草津市長之印の押印がある文書等（前条第２項に規定するものを除く。）をやむを得ず使用するときは、市長の職氏名または滋賀県草津市長之印を２本線で抹消し、職務代理者の職氏名を表記するとともに、滋賀県草津市長職務代理者草津市副市長之印または滋賀県草津市長職務代理者草津市職員之印を押印するものとする。

（文書等の読替措置）

第６条　前２条の規定にかかわらず、既に市長の職氏名が刷り込まれている文書等で、職務代理期間中に大量に交付し、または発送するものその他の市長の職氏名を修正することが容易でないと認められるものについては、草津市長を草津市長職務代理者と、滋賀県草津市長之印を滋賀県草津市長職務代理者草津市副市長之印または滋賀県草津市長職務代理者草津市職員之印と読み替えるものとする。

２　前項の規定により読替措置を行うときは、事前に告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和８年８月２４日掲示済み）

草津市立地域まちづくりセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和８年８月２６日

草津市長職務代理者
草津市副市長
辻　川　明　宏

草津市規則第８４号

草津市立地域まちづくりセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

草津市立地域まちづくりセンター条例の一部を改正する条例（令和８年草津市条例第１５号）付則第２号に掲げる規定の施行期日は、令和８年９月１日とする。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和８年８月２６日掲示済み）

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１日

草津市長職務代理者
草津市副市長　辻　川　明　宏

草津市規則第８５号

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則（平成２７年草津市規則第４６号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分および太字部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第２条　≪略≫ （給食費の額） 第３条　≪略≫ ⑴　教育主食給食費　月額**７００円** ⑵　教育副食給食費　月額**３，９００円** ⑶　保育主食給食費　月額**１，０００円** ⑷　保育副食給食費　月額**５，７００円** ２　≪略≫ 第４条～第６条　≪略≫	第１条～第２条　≪略≫ （給食費の額） 第３条　≪略≫ ⑴　教育主食給食費　月額**５００円** ⑵　教育副食給食費　月額**３，０５０円** ⑶　保育主食給食費　月額**７３０円** ⑷　保育副食給食費　月額**４，５００円** ２　≪略≫ 第４条～第６条　≪略≫
備考　表中の≪　≫の記載は注記である。	

付　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年９月１日から施行する。

（特例措置）

２　第３条第１項の規定にかかわらず、令和８年９月１日から当分の間、市内在住の第２条第１号に規定する給食費徴収１号認定子どもおよび同条第２号に規定する給食費徴収２号認定子どもに係る１月当たりの給食費の額は、０円とする。

（令和８年９月１日掲示済み）

草津市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１日

草津市長職務代理者
草津市副市長　辻　川　明　宏

草津市規則第８６号

草津市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

草津市保育の実施に関する規則（昭和６２年草津市規則第２４号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分、太字部分および破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第７条　≪略≫ 別記様式第１号（第２条第１項関係） ≪別添１－１のとおり≫ 別記様式第２号～別記様式第６号　≪略≫	第１条～第７条　≪略≫ 別記様式第１号（第２条第１項関係） ≪別添１－２のとおり≫ 別記様式第２号～別記様式第６号　≪略≫
備考　表中の≪　≫の記載は注記である。	

付　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にある改正前の草津市保育の実施に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別添１－１

別記
様式第１号（第２条第１項関係）

保育所等入所（園）申込書

草津市長　宛

【申請にあたって同意していただく事項】
１．乳幼児健診や発達相談等の保育の提供に必要と認められる情報について、関係機関へ資料の提出を求めることがあります。
２．本申込書に記載されている事項等、利用調整および保育の提供に必要と認められる情報を施設・事業所に提供することがあります。
３．利用を希望する施設について、対象年齢・開所時間・諸費用等の情報を確認した上で申し込んでください。
４．申込内容と事実に相違がある場合、利用または利用決定を取り消すことがあります。

以上のことに同意し、次のとおり保育施設の利用を申し込みます。

提出日	年　月　日

１．申込者について

（ふりがな） 子ども氏名		性別	生年月日	年齢	（ふりがな） 保護者氏名
		男・女	年　月　日	歳	

２．利用希望について

保育希望期間	年　月　日から　□ 就学前まで　□ 年　月　日まで	開所時間等確認済
希望施設 第１希望：	(希望理由)	□
第２希望：	(希望理由)	□
第３希望：	(希望理由)	□
第４希望：	(希望理由)	□
第５希望：	(希望理由)	□

３．申込子どもの兄弟姉妹（就学前）について

就学前の兄弟姉妹の有無	□ なし ・ □あり⇒「あり」の場合、下記に詳細を記入してください。		
申込子どもの兄弟姉妹 ふりがな 氏　名	生年月日	年齢	兄弟姉妹の保育申込の状況
		歳	□認可保育施設(保育認定)に申込中 ⇒ ４ を記入 □既に認可保育施設(保育認定)に在籍 □申込**なし**⇒□自宅保育　□認可外・幼稚園(教育)等に在籍
		歳	□認可保育施設(保育認定)に申込中 ⇒ ４ を記入 □既に認可保育施設(保育認定)に在籍 □申込**なし**⇒□自宅保育　□認可外・幼稚園(教育)等に在籍
		歳	□認可保育施設(保育認定)に申込中 ⇒ ４ を記入 □既に認可保育施設(保育認定)に在籍 □申込**なし**⇒□自宅保育　□認可外・幼稚園(教育)等に在籍
		歳	□認可保育施設(保育認定)に申込中 ⇒ ４ を記入 □既に認可保育施設(保育認定)に在籍 □申込**なし**⇒□自宅保育　□認可外・幼稚園(教育)等に在籍

４．兄弟姉妹同時申込の場合　※該当者のみ記入してください。

□兄弟姉妹が同時に入所できる場合のみ、利用を希望（１人でも入所できない場合、全員入所決定しない）
- □①同施設のみ、利用希望
- □別施設でも利用可能
  - □②希望順位よりも、同じ施設の利用を優先
  - □③同じ施設よりも、それぞれの子どもの希望順位の高い施設の利用を優先

□兄弟姉妹が別の月に入所することも可能
- □同施設のみ、利用希望
  - □④上の子の利用を優先（※下の子のみ決定する場合あり）
  - □⑤下の子の利用を優先（※上の子のみ決定する場合あり）
- □別施設でも利用可能
  - □⑥希望順位よりも、同じ施設の利用を優先
  - □⑦同じ施設よりも、それぞれの子どもの希望順位の高い施設の利用を優先

５．育児休業の延長について　※該当者のみ記入してください。

下記項目にチェックした場合、利用調整の優先順位が下がります。（選考基準表の補正点数マイナス 20 点）

□希望する保育施設に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる。

別添１－２

別記
様式第１号（第２条第１項関係）

保育所等入所（園）申込書

草津市長　宛

【申請にあたって同意していただく事項】

1．乳幼児健診や発達相談等の保育の提供に必要と認められる情報について、関係機関へ資料の提出を求めることがあります。
2．本申込書に記載されている事項等、利用調整および保育の提供に必要と認められる情報を施設・事業所に提供することがあります。
3．利用を希望する施設について、対象年齢・開所時間・諸費用等の情報を確認した上で申し込んでください。
4．申込内容と事実に相違がある場合、利用または利用決定を取り消すことがあります。

以上のことに同意し、次のとおり保育施設の利用を申し込みます。

提出日	年　月　日

１．申込者について

（ふりがな） 子ども氏名		性別	生年月日	年齢	（ふりがな） 保護者氏名
		男・女	年　月　日	歳	

２．利用希望について

保育希望期間	年　月　日から　□ 就学前まで　□ 年　月　日まで		開所時間等確認済
希望施設	第１希望：	(希望理由)	□
	第２希望：	(希望理由)	□
	第３希望：	(希望理由)	□

３．申込子どもの兄弟姉妹（就学前）について

就学前の兄弟姉妹の有無	□ なし ・ □あり⇒「あり」の場合、下記に詳細を記入してください。			
申込子どもの兄弟姉妹	ふりがな 氏　名	生年月日	年齢	兄弟姉妹の保育申込の状況
			歳	□認可保育施設(保育認定)に申込中 ⇒ 4 を記入 □既に認可保育施設(保育認定)に在籍 □申込**していない**⇒□自宅保育 ⇒□認可外**保育施設**・幼稚園(教育)等に在籍
			歳	□認可保育施設(保育認定)に申込中 ⇒ 4 を記入 □既に認可保育施設(保育認定)に在籍 □申込**していない**⇒□自宅保育 ⇒□認可外**保育施設**・幼稚園(教育)等に在籍
			歳	□認可保育施設(保育認定)に申込中 ⇒ 4 を記入 □既に認可保育施設(保育認定)に在籍 □申込**していない**⇒□自宅保育 ⇒□認可外**保育施設**・幼稚園(教育)等に在籍
			歳	□認可保育施設(保育認定)に申込中 ⇒ 4 を記入 □既に認可保育施設(保育認定)に在籍 □申込**していない**⇒□自宅保育 ⇒□認可外**保育施設**・幼稚園(教育)等に在籍

４．兄弟姉妹同時申込の場合　※該当者のみ記入してください。

□兄弟姉妹が同時に入所できる場合のみ、利用を希望（1 人でも入所できない場合、全員入所決定しない）
- □①同施設のみ、利用希望
- □別施設でも利用可能
  - □②希望順位よりも、同じ施設の利用を優先
  - □③同じ施設よりも、それぞれの子どもの希望順位の高い施設の利用を優先

□兄弟姉妹が別の月に入所することも可能
- □同施設のみ、利用希望
  - □④上の子の利用を優先（※下の子のみ決定する場合あり）
  - □⑤下の子の利用を優先（※上の子のみ決定する場合あり）
- □別施設でも利用可能
  - □⑥希望順位よりも、同じ施設の利用を優先
  - □⑦同じ施設よりも、それぞれの子どもの希望順位の高い施設の利用を優先

５．育児休業の延長について　※該当者のみ記入してください。

下記項目にチェックした場合、利用調整の優先順位が下がります。（選考基準表の補正点数マイナス 20 点）

□希望する保育施設に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる。

（令和８年９月１日掲示済み）

草津市職員健康管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１日

草津市長職務代理者
草津市副市長　辻　川　明　宏

草津市規則第８７号

草津市職員健康管理規則の一部を改正する規則

草津市職員健康管理規則（昭和５６年草津市規則第１６号）の一部を次のように改正する。

（下線部分、太字部分および破線で囲んだ部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>第１条～第１５条　≪略≫
（採用時健康診断）
第１６条　≪略≫
⑴～⑶　≪略≫
⑷　胸部<u>エックス</u>線検査
⑸～⑹　≪略≫
⑺　<u>アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（ＡＳＴ）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ＡＬＴ）およびガンマグルタミルトランスフェラーゼ（γ―ＧＴ）</u>の検査(次条第１項および第２項において「肝機能検査」という。)
⑻～⑼　≪略≫
<u>⑽　血清クレアチニン検査</u>
⑾　尿中の糖およびたん白の有無の検査（次条第１項<u>第１１号</u>において「尿検査」という。）
⑿　≪略≫
（定期健康診断）
第１７条　≪略≫
⑴～⑶　≪略≫
⑷　胸部<u>エックス</u>線検査
⑸～⑼　≪略≫
<u>⑽　血清クレアチニン検査</u>
⑾　≪略≫
⑿　≪略≫
⒀　≪略≫
２　≪略≫
<table><tr><th>項目</th><th>省略することができる者</th></tr><tr><td>身長の検査</td><td>≪略≫</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td><td>第１条～第１５条　≪略≫
（採用時健康診断）
第１６条　≪略≫
⑴～⑶　≪略≫
⑷　胸部<u>エツクス</u>線検査
⑸～⑹　≪略≫
⑺　<u>血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(ＧＯＴ)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(ＧＰＴ)およびガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ―ＧＴＰ）</u>の検査(次条第１項および第２項において「肝機能検査」という。)
⑻～⑼　≪略≫

⑽　尿中の糖およびたん白の有無の検査（次条第１項<u>第１０号</u>において「尿検査」という。）
⑾　≪略≫
（定期健康診断）
第１７条　≪略≫
⑴～⑶　≪略≫
⑷　胸部<u>エツクス</u>線検査<u>およびかくたん検査</u>
⑸～⑼　≪略≫

⑽　≪略≫
⑾　≪略≫
⑿　≪略≫
２　≪略≫
<table><tr><th>項目</th><th>省略することができる者</th></tr><tr><td>身長の検査</td><td>≪略≫</td></tr><tr><td>かくたん検査</td><td>１　胸部エツクス線検査によつて病変の発見されない者</td></tr></table></td></tr>
</table>

改正後	改正前
	２　胸部エツクス線検査によつて結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、**血清クレアチニン検査**、尿検査および心電図検査　≪略≫	貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査および心電図検査　≪略≫
３　≪略≫	３　≪略≫
第１８条　≪略≫	第１８条　≪略≫
２　前項の健康診断（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において前条第１項第６号から**第１０号**および**第１２号**に掲げる項目について健康診断を受けたものについては、第１項の規定にかかわらず、産業医が必要でないと認めるときは、当該項目の全部または一部を省略して行うことができる。	２　前項の健康診断（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において前条第１項第６号から**第９号**および**第１１号**に掲げる項目について健康診断を受けたものについては、第１項の規定にかかわらず、産業医が必要でないと認めるときは、当該項目の全部または一部を省略して行うことができる。
３　≪略≫	３　≪略≫
第１９条～第３６条　≪略≫	第１９条～第３６条　≪略≫
備考　表中の≪　≫の記載は注記である。	

付　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

（令和８年９月１日掲示済み）

告　　示

草津市告示第３３５号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和８年８月１８日から令和８年９月１日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年８月１８日

草津市長　橋　川　　渉

道路の種別　　市道

路線名　　９１１５　青地北９号線

道路の区域

区　間	変更の前後	敷地の幅員（m）	延長（m）	備考
草津市青地町字堤下１１１番１から	変更前	1.8～6.0	377.8	
草津市青地町字堤下６４番２まで	変更後	1.8～15.0	377.8	

（令和８年８月１８日掲示済み）

草津市告示第３３６号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項

の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和８年８月１８日から令和８年９月１日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年８月１８日

草津市長　橋　川　　渉

道路の種別　　市道

路線名		供用開始の区間	供用開始日	備考
９１１５	青地北９号線	草津市青地町字堤下１１１番１から草津市青地町字堤下６４番２まで	令和８年８月１８日	

（令和８年８月１８日掲示済み）

草津市告示第３３７号

草津市有償運送運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和８年８月１８日

草津市長　橋　川　　渉

草津市有償運送運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市有償運送運営協議会設置要綱（平成１９年草津市告示第２６８号）の一部の表を次のように改正する。

（下線部分および太字部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第１０条　≪略≫ 付　則 １～２　≪略≫ **<u>３</u>　交通政策を所管する理事が置かれている場合における第３条の規定の適用については、同条中「都市計画部長」とあるのは、「交通政策を所管する理事」とする。**	第１条～第１０条　≪略≫ 付　則 １～２　≪略≫
備考　表中の≪　≫の記載は注記である。	

付　則

この要綱は、令和８年８月１８日から施行する。

（令和８年８月１８日掲示済み）